

# 交通事故にぜひ注意

日野町の昨年の交通事故（人身事故）件数は40件にのぼり、一昨年と比べて、8件の増加となりました。日野町の交通事故の特徴として「追突事故」が11件と事故全体の約70%を占めています。

また、高齢者が絡む事故件数が5件となっています。事故の発生場所として、40件中23件が国道上で発生しています。

県内では昨年、3,600件を超える交通事故が発生し、

一昨年を上回る57名の方が亡くなっています。  
滋賀県では4月6日から15日までの期間「春の全国交通安全運動」が実施されます。  
交通事故を無くすため、運転者は他者に対する思いやりの気持ちを持った運転を、歩行者や自転車利用者は自らを守るため交通ルールをしっかり守りましょう。



事故類型別の状況（日野町）

件数	
18	追突
11	出会い頭
3	人対車
3	右左折時
2	その他
2	正面衝突
1	車両単独
40	計

年齢別第1当事者比率

件数	年齢
1	～19歳
17	20～29歳
7	30～39歳
15	40～49歳
13	50～59歳
3	60～69歳
3	70～79歳
1	80歳～

◆問い合わせ先 住民課 生活環境交通担当 ☎0748-5216578

# ちいじん「茶のみ処わたむき」

「ちよっぴん」

「一緒にしゃべりませんか？」

茶のみ処わたむきは、地域の皆さんが気軽に参加して、「コーヒーやお茶を飲みながら、和やかな雰囲気の中で、認知症について『知る』話をする『聞いてもらう』ことのできるカフェスタイルの交流場所です。

## 茶のみ処わたむき

- ところ ゆめさとデイサロン  
西大路434-2
- 開催日 毎月第3土曜日  
（※8月のみ第4土曜日）
- 令和2年  
4月18日（土）・5月16日（土）  
6月20日（土）・7月18日（土）  
8月22日（土）・9月19日（土）  
10月17日（土）・11月21日（土）  
12月19日（土）
- 令和3年  
1月16日（土）・2月20日（土）  
3月20日（土）

●とき 午前10時～正午  
（※時間中のお入りは自由です）

- ・事前申し込み不要
- ・参加費100円（飲み物代含む）



す。専門のスタッフも相談に応じます。

日ごろの悩みや相談、思い出話などを語りあい、ほっこりとした時間を一緒に過ごしてみませんか。

現在、町内2か所で開催しており、どなたでもご参加いただけます。お気軽にお立ち寄りください。

## 茶のみ処わたむきin図書館

- ところ 図書館 松尾1655
- 日時
- 令和2年  
4月24日（金）午前10時～正午  
6月24日（水）午前10時～正午  
8月26日（水）午前10時～正午  
10月11日（日）午後1時半～3時半  
12月11日（金）午前10時～正午
- 令和3年  
2月26日（金）午前10時～正午

茶のみ処わたむきin図書館では、図書館のスタッフによる読み語りや認知症キャラバンメイトによる脳トレ等を計画しています。興味のある方はお気軽にご参加ください。

- ・事前申し込み不要
- ・参加費無料
- ・飲み物希望者100円（）

◆問い合わせ先 日野町地域包括支援センター ☎0748-5216001

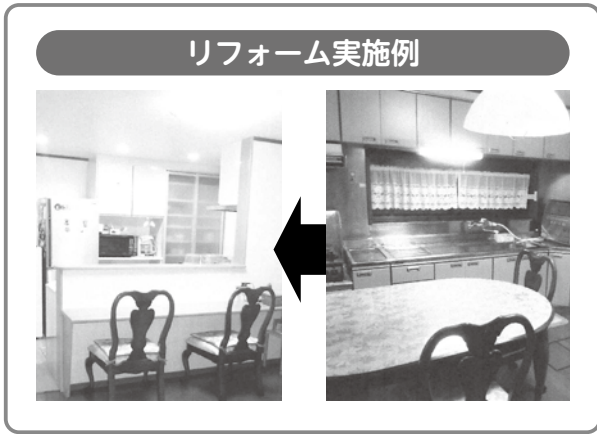
お住まいのリフォームなどをお考えの方へ

# 「住宅リフォーム助成金」

## をご利用ください



「経済活性化対策日野町住宅リフォーム促進事業」を令和2年度も実施します。  
「お風呂や台所を直したい」「汚れた壁紙を張り替えたい」「雨漏れする屋根を葺き替えたい」など、日野町にお住まいの皆さんが、住宅の修繕・改修・補修工事（住宅リフォーム）などを行う場合に、その経費の一部を商品券で助成します。この事業により、町内の建築業、商業など関連産業への民間需要を呼び起こし、個人消費を促して地域経済の活性化を図っていきます。



リフォーム実施例

### ◆対象住宅

自らが所有し、居住している住宅。

併用住宅等は専有部分のみ対象（借家、賃貸、売却が目的の住宅は除く）。

### ◆申し込みできる方

・次の要件をすべて満たす方  
・町内に住所があり、居住されている方

・助成対象住宅を所有されている方

（同一世帯の方を含む）  
・国・県・町など、他の制度の補助などを受けていない方

・町税や使用料、町の各種融資の償還に滞納がない方

・平成29・30・31（令和元）年度にこ

の事業の助成を受けておられない方（この年度に助成を受けたことがない住宅）

### ◆申し込みの条件

・次の条件をすべて満たすもの  
・町内に本社を有する法人か個人の施工業者を利用

・対象の工事費が20万円以上  
・交付決定後に着手し、年度内に完了する工事

・公共下水道、農村下水道供用開始区域内の住宅で、未接続の場合は、下水道への接続

【対象工事】  
・次のいずれかに該当するもの  
・老朽化、災害等による住宅の修繕、改修、補修の工事

・住宅の様様替のための工事  
・便所、台所、浴室等の公共下水道関連工事

・対象建物への防犯機能の付与および強化のための工事  
・日野祭を見るための棧敷窓設置

・個人住宅用太陽光発電システムの設置工事

◆助成金額  
対象工事費の10%（千円未満切り捨て※最高10万円）

◆交付方法  
町が指定する商品券で交付

◆助成金の交付申請の方法  
【申請書の受付】

4月15日（水）から先着順で随時受け付けます。

【申請に必要な書類】  
・住宅リフォーム助成金交付申請書および同計画書

・リフォーム工事をする建物の固定資産評価証明書など  
・町税等の完納証明書

・工事見積書（見積金額の内訳が確認できるもの）  
・リフォーム工事前の住宅の写真および図面（写真は工事予定箇所がわかるように撮ってください）

・住民票記載事項証明書  
申請書など必要書類は商工観光課にて交付し、町ホームページにも掲載します。申請方法等わかりにくい場合は、住宅リフォームの概要書類（見積書、図面等）をご持参の上、商工観光課へご相談ください。

◆その他  
工事は、交付決定後に着手し、年度内（当年度の3月31日まで）に完了しなければなりません。また、申請後の工事内容変更による助成金の増額は認められません。  
なお、空き家の有効活用による定住促進および地域の活性化を図るため、日野町空き家情報登録制度に登録されている空き家の改修等に係る費用についても助成の対象となります。

◆問い合わせ先 住宅リフォーム助成金に関すること 商工観光課 商工観光担当 ☎0748-52-6562  
日野町空き家情報登録制度に関すること 企画振興課 企画人権担当 ☎0748-52-6552